

医科診療報酬点数表関係

~~【看護補助加算】~~

~~(問1) 今般の改定で、看護補助加算の施設基準に「病院勤務医及び看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること」と追加されたが、当該加算の届出に際して、新たに様式13の2の届出は必要か。~~

~~(答) 新規に当該加算の届出を行う場合は、様式13の2が必要であるが、既に届出を
して引き続き算定する場合の届出については、様式13の2は必要ない。~~